

「子ども性暴力防止法」が令和8年12月25日にスタートします。
～教育実習等の実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

子ども性暴力防止法の施行により、令和8年12月25日から、学校や保育所、学習塾など、子どもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。教育実習等の実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

【事業者求められる取組】

- ・ 日頃から、子どもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ・ 子どもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ・ 性暴力のおそれがある場合は、子どもと接する業務に就かせないようにします。

【実習生等に関する留意点】

[共通]

- ・ 実習計画において、子どもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生が子どもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- ・ 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人より子ども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- ・ 性犯罪前科があると確認された者は、子どもと接する実習はできないこととなります。
- ・ 入学後、同法に基づく留意点への同意書の提出が求められます。

[教育学部]

- ・ 入学後及び実習参加前等、性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- ・ 性犯罪前科がある場合、教育実習等の履修ができないため、教育職員免許状の取得ができません。
- ・ 教育実習等の実習を行えない場合、卒業ができなくなる可能性があります。

[教育学研究科]

- ・ 入学後及び実習参加前等、性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- ・ 性犯罪前科がある場合、学校実習等の履修ができないため、教育職員免許状（専修）の取得ができません。
- ・ 学校実習等の実習を行えない場合、修了要件を満たすことができません。

[総合人文社会科学研究科総合人文社会科学専攻心理学分野臨床心理学コース]

- ・ 入学後及び実習参加前等、性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- ・ 性犯罪前科がある場合、心理実践実習等の履修ができないため、公認心理師等の試験を受験できません。
- ・ 心理実践実習等の実習を行えない場合、修了要件を満たすことができません。

[総合人文社会科学研究科総合人文社会科学専攻心理学分野発達科学・認知科学・人間科学領域]

- ・ 学校等における実習や児童等と接する諸活動を行う蓋然性が高くなった段階で、実習等参加前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- ・ 性犯罪前科がある場合、学校等における実習や児童等と接する諸活動を行えません。
- ・ 一般社団法人学校心理士認定運営機構が定める実務経験等を有する方を除き、学校等における実習を行えない場合、学校心理士の試験を受験できない可能性があります。

【参考】

制度の詳細は、子ども家庭庁ウェブサイト「[子ども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）](#)」をご覧ください。

(問い合わせ先)

信州大学教育学部学務係

E-mail : edu-ad@shinshu-u.ac.jp